

## 質問回答

2016年4月18日

「ミャンマー国女性の経済活動に関する情報収集・確認調査」

(公示日:2016年3月30日/公示番号:160131)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	別紙 P2 4.実施方針および留意事項(1) P4 5.業務の内容(2)2)(ア)	4(1)の「調査の中で明確にする女性の経済活動分類」と5.(2)2)(ア)の「経済活動レベルの分類」の「分類」とは、どのようなものを想定されているでしょうか。企業レベル、零細事業者レベル、のような分類という理解で合っておりますでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、定量的(従業員数、資本金、売上など)、定性的(生活基盤安定のための所得向上を目的としている、ビジネス能力も高く既に起業家として成熟している、など)な説明を添えて、できるだけ具体的な分類分けをしてください。
2	別紙 P4 5.業務の内容(2)2)(ア)	女性の経済活動の現状の調査は、4(3)のサンプル調査による情報収集を想定していますか。あるいは、既存資料での調査を想定していますか。	国内での事前調査及び現地でのヒアリング等で得られた既存資料で得られなかった情報について、サンプル調査で情報収集をしてください。例えば、特に都市部における労働状況に関する基本的なデータ(女性の労働者数、事業形態、業種など)は既存資料がある程度入手できることが予想されますが、女性が経済活動を行うに当たって直面する課題や制度の運用状況、その男女差などは既存の情報が得られにくいことが考えられます。
3	別紙 P6 5.業務の内容4)	ワークショップ参加者の宿泊費、旅費については、政府関係者交通費の見積もりは規定額となるかと思いますが、貴機構現地事務所の支払額規定があれば、ご提示頂けますか。	JICA 現地事務所における現地スタッフの規程額については、開示できません。 なお、ミャンマー政府における公務員の規程額については、最新の情報を入手していませんので未確認ですが、役職により日当・宿泊費が異なるものの、一般職員については、日当については10ドル程度、宿泊料について

通番号	当該頁項目	質問	回答
			<p>は 30 ドル前後のようです。必要額はワークショップの開催地および参加者の居住地によって宿泊費、旅費ともに異なってくると考えられますので、基本的には現地一般備人と同様の額として、適正と考えられる金額にて見積りください。</p>
4	<p>別紙 P8 6 成果品等(2)</p>	<p>ア)の協議議事録(M/M)は、署名者は調査団になりますでしょうか。M/Mはどの程度公式なものを想定されているか、具体的な説明を頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>本案件における協議議事録は、協議内容を JICA と共有するための非公式な議事録です。従って先方に合意を得る必要はなく、署名も不要です。ただし、JICA が同席した協議に関して、調査の内容や手段など、先方と合意すべき内容が含まれる場合は、先方と合意の上、JICA が協議議事録に署名をします。</p>
5	<p>業務指示書別紙10頁 3. 現地再委託  「外部専門家」の登用の可否</p>	<p>外部の専門家に対する(現地および国内)謝金につき、見積りに含むことは可能でしょうか？ また可能な場合、計上すべき一般業務費の費目をご教示下さい。</p>	<p>外部専門家の登用については想定していませんが、プロポーザルにて提案を行い、見積りに含めることは可能です。 再委託については、「現地再委託契約ガイドライン」に記載のとおり、原則としては業務指示書に記載されてある再委託業務以外を第三者に委託することは認めていませんが、業務指示書に記載がない場合であっても、再委託を提案することは可能です。プロポーザルに、どのような業務に外部専門家を活用するのかを具体的に記載するとともに、外部専門家を活用する理由や、どのような効果・効率性などがあるかについて記載ください。 費用については、国内の外部専門家の場合、補強の業務従事者として加える方法(この場合は、業務従事者の予定人月に含まれます。)、もしくは、謝金ベースであれば一般業務費の雑費として計上してください。現地の外</p>

通番号	当該頁項目	質問	回答
			<p>部専門家の場合は、一般業務費の特殊備人費に計上してください。</p> <p>外部専門家の必要性や効果等について、プロポーザルの内容を選定評価します。また、契約交渉相手方となった場合には、契約交渉にて費用も含め必要性を確認の上、適否を判断します。</p> <p>なお、「プロポーザル作成ガイドライン」の「1. 1. 1. (2) 業務実施上のバックアップ体制等」に記載の「有識者による業務支援体制」は、「見積書作成ガイドライン」の4ページ表2の「その他原価」に記載の「間接的に業務支援を行う技術者の人件費」に含まれますので、外部有識者への謝金の対象とはなりません。</p>
6	<p>業務指示書別紙10頁 3. 現地再委託</p>	<p>現地再委託につき、インタビューやアンケート調査を通じた情報収集および統計情報の整理にかかるMMの目安をご教示下さい。</p>	<p>2MM(総括1人、調査員4人程度)を想定しています。</p>
7	<p>業務指示書別紙3頁 (9)安全配慮</p>	<p>業務指示書の記載内容より、調査対象外とする地域はシャン州、カヤ州、モン州のうち、タイ国境付近のみという理解でおります。国境付近に該当しない上記3州の地域については、調査対象地域ということよろしいでしょうか？</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

以上